

TalentAsia システム利用規約変更に関するお知らせ

2022 年 11 月

TalentAsia システム利用規約の一部を変更いたします。
内容は以下の通りです。

変更前	変更後
<p>第 31 条（協議） 本規約に定めのない事項については、当社とサービス利用者間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。</p>	<p>（第 31 条の内容変更（追加）） 第 31 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 当社及び利用者は、相手方が本条各項のいずれかに反する場合に、損害賠償責任を負わずに、かつ何らの催告を要せずに、本契約を解除または解約することができるものとする。この場合、当社または利用者は、違反者に対して、本条違反の行為または状態により被った損害について賠償請求することができるものとする。</p> <p>2. 当社及び利用者は、契約締結時現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当してはならないものとする。なお、次の各号で列挙するものをあわせて、以下反社会的勢力というものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)暴力団(2)暴力団員(3)暴力団準構成員(4)暴力団関係企業(5)総会屋等(6)その他前各号に準ずるもの <p>3. 当社及び利用者は、契約締結時現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有してはならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

	<p>(2)反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係</p> <p>(3)反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係</p> <p>(4)その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係</p> <p>4. 当社及び利用者は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行ってはならないものとする。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p>
<p>第 32 条 (準拋法)</p> <p>第 33 条 (合意管轄)</p> <p>第 34 条 (契約終了後の措置)</p>	<p>条項番号の変更</p> <p>第 32 条 (協議)</p> <p>第 33 条 (準拋法)</p> <p>第 34 条 (合意管轄)</p> <p>第 35 条 (契約終了後の措置)</p>
<p>本規約は、2022 年 1 月 17 日より実施します。</p>	<p>本規約は、2022 年 11 月 11 日より実施します。</p>

TalentAsia システム利用規約の変更に関するお問い合わせは株式会社タレントアジアまでお願い致します。